

大使館・総領事館に

できること



できないこと

海外における日本人の 保護や援助が在外公館の任務です！

今日、海外に居住している日本人は130万人以上、海外に渡航する人は2019年には年間で2,000万人を超えました。

その中で、不幸にして、事故や犯罪、あるいはトラブルに遭遇する人も少なくありません。

このような中、在外公館では、海外における日本人の保護や安全対策のための任務に当たっています。

特に、海外で生命・身体が危険にさらされている日本人を保護することは、在外公館が最優先する任務の一つです。



海外でお困りのことがあったら お気軽にご相談下さい



領事業務は外務省として国民の皆様との接点をもつ大切な仕事であり、今まで以上に重視して取り組んでまいります。実際のサービスの提供については私どもの側から一方的に

押し進めるのではなく、国民の皆様とともに必要なサービスの在り方を考え、実施していきたいと考えています。

今後とも海外における日本人の安全確保と行政サービスの向上に向けて努力していきますので、お困りのことがございましたら最寄りの在外公館領事部へお気軽にご相談下さい。

盗難・紛失

所持金・所持品（旅券等）が盗難にあったとき、紛失したとき



できる

● 現地警察への届出に関する助言

例：届出方法のご案内

● ご家族や知人からの送金に関する助言

例：日本からの送金方法のご案内

● 旅券（パスポート）の新規発給、 旅券に代わる「帰国のための渡航書」の発給（要手数料）



できない

- ✓ 金銭の供与
- ✓ 遺失物の搜索
- ✓ クレジットカードの失効手続、航空券の再発行手続代行
- ✓ 現地警察への被害届提出の代行
- ✓ 犯罪の捜査、犯人の逮捕、取締り

● 紛失した旅券を失効するために必要な書類（紛失届）

- ・ 紛失一般旅券等届出書 1 通（各公館にあります）
- ・ 警察署の発行した紛失届受理証明書等又は消防署等が発行した罹災証明書等
- ・ 写真（縦45ミリメートル×横35ミリメートル） 1 葉
- ・ 身元確認書類（運転免許証等）※ 要提示

● 新規一般旅券発給に必要な書類 （緊急旅券及び帰国のための渡航書も同様）

- ・ 一般旅券発給申請書 1 通（各公館にあります）
- ・ 戸籍謄本 1 通
- ・ 写真（縦45ミリメートル×横35ミリメートル） 1 葉
- ・ その他参考書類（必要に応じ本人確認、国籍確認が出来るもの）

※ 2025年3月24日まではIC旅券作成機が設置されていない一部の公館での申請は、申請書 2 通、写真 2 葉が必要です。（緊急旅券、帰国のための渡航書は除く）

※ 2025年3月24日から、一般旅券は日本国内で作成され、申請した在外公館に配送されることとなるため、申請から交付まで最短でも2週間以上の日数を要することとなります。



できる

- 緊急事態の発生地に滞在する日本人の安否の確認※
- 日本人の生命、身体に被害がある場合の支援
- インターネットや連絡網を通じて情報を提供
- 退避を支援

例：緊急移送のため関係機関などへの連絡

例：危険情報の発出等、退避方法についての情報を提供

※ 緊急時の安否確認をスムーズに行うためにも、「たびレジ」の登録（3か月以内の短期渡航の場合）または、「在留届」の提出（3か月以上の長期滞在の場合）をお願いします。

※ 長期滞在中に、旅行や出張で一時的に在留届の住所地から第三国に渡航する場合にも「たびレジ」の登録をお願いします。



できない

✓ 退避費用の負担（現金など持ち合わせていない場合には在外公館にご相談下さい。）

事件・事故、緊急入院



できる

- 弁護士や通訳の情報を提供

- ご家族との連絡を支援

ご本人による連絡ができない場合には、
ご本人に代わり、病状等をご家族へ連絡します。

- 現地警察や保険会社への連絡の助言

ご本人による連絡ができない場合には、
ご本人に代わり、現地警察に連絡します。

- 現地での治療が不可能な場合、
緊急移送に関する助言・支援

移送方法についての助言、移送会社への連絡をします。

- 様々な相談に対応

被害や怪我の状況によっては、現地での届け出や治療が必要となる場合があります。

- 医療機関の情報を提供

日本人がよく行く病院や日本語の通じる医師などを紹介します。

- ご家族の救援を支援

ご家族の救援が必要な場合、日本にいるご家族ができるだけ早く現地に向かえるよう、必要な連絡や情報提供を行います。

- ご家族が現地に向かう場合、旅券（パスポート）の優先発給要請

ご家族がパスポートを持っていない場合、外務省が住所地の都道府県パスポートセンターへ連絡し、できるだけ早く現地へ出発できるよう、優先発給の要請を行います。

- 死亡事件・事故の場合、ご遺体の身元確認のお手伝い、
ご遺体の火葬、現地関係機関による死亡証明書の発給、
ご遺体の日本への移送等に関する助言等



できない

✓ 病院との交渉、医療費・移送費の負担、支払い保証、立て替え

✓ 犯罪の捜査、犯人の逮捕、取締り

✓ 相手側との賠償交渉



できる

- 領事による本人との面会又は連絡
- 弁護士や通訳の情報提供
- ご家族との連絡を支援

例：ご家族に連絡をとることができない場合、ご本人に代わり、ご家族に連絡します。

- 差別的、非人道的扱いを受けている場合には、関係当局に改善を要求



できない

- ✓ 釈放や減刑等の要求

適正な法手続がとられている限り、関係当局に対して、特別な扱いを求めることはできません。

- ✓ 弁護士費用、保釈費用、訴訟費用の負担、貸付け及びその保証
- ✓ 取調べや裁判における通訳・翻訳



できる

- 様々な相談への対応、解決方法の模索
- 弁護士や通訳の情報提供



できない

- ✓ 私的争いの仲裁、訴訟への介入
- ✓ 通訳・翻訳（ただし、通訳・翻訳者の情報の提供は可能）
- ✓ 日本の運転免許証の発給・更新手続
- ✓ 在留国の行政機関への届出の代行、届出書類の翻訳
- ✓ 日本の年金や生活保護給付の申請代行
- ✓ 専門的な法律相談（領事は法律の専門家ではありません。）
- ✓ 外国査証、滞在許可、就労許可の取得の代行や口添え

在留届の受付

海外に3か月以上滞在される方は在留届の提出が義務付けられます（旅券法第16条）。3か月未満の滞在の場合には「たびレジ」登録をお願いいたします。在外公館は「たびレジ」および在留届をもとに、災害やトラブルに巻き込まれた日本人の所在地や緊急連絡先を確認して援護活動に当たります。

在留届と「たびレジ」は、オンラインで登録できます（インターネット環境がない場合は最寄りの在外公館にお問い合わせください）。



在外選挙

海外に在住している有権者の方も国政選挙に投票できます。海外で投票を行うためには、まず在外選挙人名簿への登録申請を行い、あらかじめ在外選挙人証を取得していただく必要があります。

在外公館では在外選挙人名簿への登録申請を受け付けていますので、最寄りの在外公館にお問い合わせ下さい。



海外転出者向けマイナンバーカード

日本を出国される方のマイナンバーカードについて、出国前の居住市町村にて、国外転出届とともに国外継続利用手続を行うことで、転出先でも同カードの利用が可能となりました。

また、上記の継続申請が難しい場合や、新規発行を希望する場合には、現地の在外公館窓口や、郵送での国外転出者向けマイナンバーカードの申請が可能です。

（2015年10月5日以降に国外転出された方が対象）

証明事務（要手数料）

- 在留証明
- 署名証明
- 印章の証明
- 翻訳証明
- 警察証明（手数料不要）
- 身分事項に関する証明（例：婚姻証明、出生証明）



※ オンライン在留届に登録すると各種証明のオンライン申請が可能です。

戸籍・国籍関係の届出の受理

海外で日本人の出生、婚姻、死亡など身分関係に変更があった場合や外国への帰化などにより日本国籍を喪失した場合は、日本への届出が法的に義務づけられています。特に出生により重国籍となる場合は、3ヶ月以内に出生届と共に日本国籍を保留する届出をしないと出生時にさかのぼって日本国籍を喪失しますので留意して下さい。届出方法については、最寄りの在外公館へお問い合わせ下さい。

旅券（パスポート）の発給（要手数料）

オンライン在留届に登録すると、海外でもパスポートのオンライン申請が可能です。



教育

外務省では、海外にある日本人学校や補習授業校等の在外教育施設に対して、校舎借料などの支援を講じています。また、在外公館では、これら在外教育施設や現地に所在する日本人の子どもが多く通っている学校の情報を提供しているほか、在外教育施設に通っていない児童生徒への小・中学校用教科書の無償給与の手続きを支援していますので、詳細は最寄りの在外公館にお問い合わせ下さい。

渡航先の入国・滞在先に関する情報提供

在外公館では、外国人（日本人）の入国・滞在等、その国の法律や制度についてできるだけ情報を集め、特に注意すべき点があればホームページ等で注意喚起しています。

（より詳しく知りたい方は、その国の政府機関にお問い合わせ下さい。）

お問合せ



海外におけるお問合せ

最寄りの日本大使館・総領事館までご連絡ください。



世界各地の在外公館はこちらから
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>

このパンフレットに関するご照会

外務省 領事局 領事サービスセンター

〒100-8919

東京都千代田区霞ヶ関 2-2-1

☎ 03-3580-3311（内線2902、2903）



海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

我が国の大使館・総領事館などの在外公館では、

皆様が海外で抱えている問題について様々なご相談を受け、

その解決に向けて、できるだけ努力をしております。

しかしながら、外国にはそれぞれ独自の法制度があり、

日本人が関係する事故や犯罪についても、その国の法律が適用され、

その国の行政・司法手続に従って解決する必要があります。

また、外国においては、必ずしも日本国内と同様のサービスや救済が受けられるとは限りません。

在外公館ができることには、おのずと限界があります。

本冊子でご紹介した内容が皆様の

「大使館・総領事館にできること、できないこと」

へのご理解に寄与することを願っております。

